

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定

株式会社リツアン S T C と労働者過半数代表とは年次有給休暇の計画付与に関し、以下のとおり協定します。

(対象者)

第 1 条

株式会社リツアン S T C に勤務する改定プロフェッショナル契約者およびこれに準ずる者賞与規定が適用される者を対象とします。

(適用除外者)

第 2 条

対象者のうち、以下の者は本協定の適用を除外します。

- (1)計画年休の期間中に退職することが予定されている者
- (2)計画年休の期間の開始前に退職することが予定されている者
- (3)休職または休業中の者

(対象となる年次有給休暇)

第 3 条

計画年休日において権利の発生している年次有給休暇(前年繰越し分を含む)のうち 5 日を超える日を対象とします。

(対象期間)

第 4 条

令和 4 年 4 月 1 日より令和 5 年 3 月 3 1 日までを対象期間とします。

(計画年休日)

第 5 条

- 1 計画的年次有給休暇の日は、第 1 条に定める対象者ごとに合計 5 日間とします。
- 2 各個人別の計画的年次有給休暇の日は、原則として、第 1 条に定める対象者が個別に申請して取得し決定することとします。
- 3 計画年休の決定後は当該日において時季指定権も時季変更権も共に行使できません。

(就業規則の準用)

第 6 条

その他有給休暇に関することは、就業規則によります。

(有効期間)

第 7 条

本協定の有効期間は令和 4 年 4 月 1 日より 1 年間とします。ただし、協定当事者のいずれかから特に異議のない場合は、更に 1 ヶ年延長し、以降も同様とします。

令和 4 年 3 月 1 8 日

甲 株式会社リツアン S T C 代表取締役 野中 邦章



乙 労働者過半数代表

石塚 幸司

